

「広島市水道局基町庁舎で使用する電気」の質疑応答書1

令和7年1月21日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質問	回答
1		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。	提出日を記入してください。また、指定はありません。
2		自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		切替時に契約電力が500kW以上の協議制契約に変更になる場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	契約電力の変更予定はありません。 なお、契約電力の増減については、契約書第8条に記載のとおり、協議して定めるものとします。
4		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
5		請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6		現在の計量日は1日でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
8	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）	1枚の請求書について、複数の事業者から支払を行うことはありません。
9	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 （基本料金単価×契約電力）+力率割引・割増相当額 となりますますがよろしいでしょうか。	問題ありません。 なお、電気料金の算定は、契約書（案）第10条第1項により、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とし、当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額としてください。
10	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置については、落札業者で設置していただきます。
11	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
12	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッキス止めなど指定はありますでしょうか。	入札説明書に記載するものほか、指定はありません。
13	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。
14	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	燃料費等調整単価の算定方法等については、契約書第10条第3項に基づき発注者と受注者が協議の上定めることとなります。
15	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、契約書第18条第1項に基づき、燃料費等調整を行わない旨の協議を行うことは可能です。

16	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札者は、開札日に決定します。開札日に入札参加者に対して落札者決定通知書を送付します。
17	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計合額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定は、契約書第10条に記載のとおりとし、同条第2項から第4項に従って算定した基本料金及び電力量料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金（請求額）としてください。
18	当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の変更、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定または改廃その他著しい状況の変化等があった場合に契約単価変更の協議に応じていただくことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかつたものについては、影響が及びうる事項につき変更協議をすることは可能です。
19	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	電気料金の算定については契約書第10条に記載のとおりであり、できません。
20	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
21	弊社は郵便で入札書を提出し立ち合いは出来かねます。2回目以降の入札を辞退する場合の辞退方法を教えてください。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
22	入札付属書に記載する基本料金(1)、電力量料金月額(2)の端数処理に指定はありますか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載のとおりです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。